

諮問番号：令和5年度諮問第8号

答申番号：令和5年度答申第10号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、車両番号「」の軽自動車（以下「本件車両」という。）について、平成26年2月10日に登録申告を行い、令和5年4月18日に廃車申告を行うまでの間、神戸市
を主たる定置場として所有していた。
- 2 審査請求人は、令和5年4月18日、処分庁に対し、申告区分を「抹消」とする同日付け軽自動車税申告書（報告書）を提出し、本件車両の廃車申告をした。
- 3 処分庁は、令和5年5月10日、審査請求人に対し、本件車両の軽自動車税（種別割）について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）に基づき、同日付け区通知書番号号令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書（車検用納税証明書）により、令和5年度の軽自動車税（種別割）として12,900円を賦課する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 審査請求人は、令和5年5月25日、本件処分を取り消す、との裁決を求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 普通車は月払いがあるが、軽自動車は年払いしかないのはおかしくないか。

(2) 処分庁の弁明に対する反論

ア 地方税法には軽自動車ない。条例では、なんのいみがわからない。わかるようにせつめいおねがいします。ふつう車とのちがいしりたい。

イ 条文のなかみがしりたい。

条文の番号だけ記載するかきかたではわからない。

ウ 審査請求人は15日間で12,000円を払いました。

なぜ12,000円かせつめいよろしくおねがいします。

2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 軽自動車税（種別割）は、賦課期日である4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の所有者に年額で課されるものであるところ（法第443条第1項、第463条の15第1項及び第463条の16、条例第64条の2第1項、第65条及び第66条第1項）、賦課期日後に軽自動車等が廃車となり納税義務が消滅した場合であっても月割で賦課する制度は

採用されていない。この点、法第177条の10第2項で「賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて、種別割を課する。」と規定されている自動車税（種別割）とは取扱いが異なる。

軽自動車であるところの本件車両について申告区分を「抹消」とする軽自動車税申告書（報告書）が令和5年4月18日に提出されているものの、賦課期日である同月1日の時点では未だ審査請求人がその所有者であったことから、処分庁が審査請求人を納税義務者として令和5年度の軽自動車税（種別割）の年額全額を賦課する本件処分を行ったことについて違法又は不当な点はない。

- (2) この点、審査請求人は「普通車は月払いがあるが、軽自動車は年払いしかないのはおかしくないか」と主張しているが、これは軽自動車税（種別割）について、賦課期日後に納税義務が消滅した場合に月割で賦課する制度を規定していない法及び条例それ自体が違法（違憲）又は不当であると主張しているとも解される。

しかしながら、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って行政処分を行うべきものであり、個々の法令の規定それ自体の違法性（違憲性）や立法目的等から見た不当性を評価し、当該規定を適用するか否かを決定する権限を有していない。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとして、行政処分の違法性（法令に違反しているか）又は不当性（法令に違反しているとまでは言えないが、裁量権の行使が妥当性を欠くものではないか）を判断することを職分とするものであるから、法令の規定それ自体が違法（違憲）であるとか、立法目的等に照らして不当であるという理由で行政処分を取り消すことはできない。

このため、審査請求人の上記主張には理由がない。

- (3) その他本件処分を違法又は不当と判断する事情はうかがわれない。

第5 調査審議の経過

令和5年11月22日 第1回審議

令和5年12月21日 第2回審議

令和6年1月29日 第3回審議

令和6年2月14日 第4回審議

第6 審査会の判断

1 本件処分に係る法令の規定について

軽自動車税（種別割）は、賦課期日である4月1日において、軽自動車等に対し、主たる定置所在地において、その所有者に課するものとされている（法第443条第1項、第463条の15及び第463条の16、条例第64条の2第1項、第65条及び第66条第1項）。

また、軽自動車税（種別割）は、法第177条の10第2項で「賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって、種別割を課する。」と規定されている自動車税（種別割）とは取扱いが異なり、賦課期日後に軽自動車等が廃車となり、当該軽自動車等の所有者でなくなった場合であっても、月割で賦課する制度は採用されていないため、賦課期日において軽自動車等を所有している限りは、その所有者が軽自動車税（種別割）の課税を免れることはできない。

2 本件処分の適法性

本件において、軽自動車であるところの本件車両について申告区分を「抹消」とする軽自動車税申告書（報告書）が令和5年4月18日に提出されているものの、賦課期日である同月1日の時点では未だ審査請求人がその所有者であったことから、処分庁が審査請求人を納税義務者として令和5年度の軽自動車税（種別割）の年額全額を賦課する本件処分を行ったことについて違法又は不当な点はない。

3 審査請求人の主張の検討

(1) 審査請求人は「普通車は月払いがあるが、軽自動車は年払いしかな

いのはおかしくないか」と主張しているが、これは軽自動車税（種別割）について、賦課期日後に軽自動車等の所有者でなくなった者に月割で賦課する制度を規定していない法及び条例それ自体が違法又は違憲であると主張しているとも解される。

- (2) この点、地方税については、法第2条において、地方団体（道府県又は市町村をいう。）は、法の定めるところによって、地方税（道府県税又は市町村税をいう。）を賦課徴収することができる」と規定している。また、法第3条において、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。」と規定しており、神戸市では市税についての条例を制定している。

条例第1条では、「市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定があるものの外、この条例の定めるところによる。」と規定しているところ、軽自動車税（種別割）の賦課については、条例第3節に定めがあり、本件処分は、直接的には条例を根拠としたものであると認められるため、条例の違法性又は違憲性について検討する。

- (3) 法において、自動車税（種別割）については、自動車の排気量に応じて、自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）であれば、総排気量1リットル以下のものについての年額25,000円から総排気量が6リットルを超えるものについての年額110,000円までの標準税率の額となる（法第177条の7第1項第1号ロ）こと等が規定されており、賦課期日後に納税義務が消滅した者については、その消滅した月までの月割をもって、種別割を課する（法第177条の10第2項）ことが規定されている。

一方、軽自動車税（種別割）については、軽自動車の種類に応じて、2輪のもの（側車付のものを含む。）についての年額3,600円から4輪以上の自家用の乗用のものについての年額10,800円までの標準税率

の額となる(法第463条の15第1項第2号)こと等が規定されており、賦課期日後に軽自動車等の所有者でなくなった者について、所有者でなくなった月までの月割をもって、種別割を課することは規定されていない。

そして、条例においては、法と同様に、軽自動車税(種別割)について、軽自動車の種類に応じて、2輪のもの(側車付のものを含む。)についての年額3,600円から4輪以上の自家用の乗用のものについての年額10,800円までの標準税率の額となる(条例第65条第2項)こと等が規定されており、賦課期日後に軽自動車等の所有者でなくなった者について、所有者でなくなった月までの月割をもって、種別割を課することは規定されていない。

(4) 以上のとおり、自動車税(種別割)と軽自動車税(種別割)とは、標準税率の額を異にするものであり、賦課期日後に軽自動車等の所有者でなくなった者の取扱いについて、条例において、賦課される額が自動車税(種別割)に比べて低額である軽自動車税(種別割)について、月割で賦課する制度が設けられていなかったとしても、不合理な差別的取扱いに当たるとまでは言えず、その他違法性又は違憲性を根拠付ける事情も伺われないため、審査請求人の主張に理由はない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委員 興津 征雄

委員 大原 雅之

委員 西上 治